

観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン

概要

「世界水準のDMOのあり方に関する検討会」の中間とりまとめ、2019年秋の行政事業レビューの指摘を踏まえ、海外先進事例等も参考に、**登録制度を見直す**とともに、観光地域づくり法人の**役割や取組内容を具体的に解説するガイドラインを作成**し、観光地域づくり法人**全般の底上げを図る**。

主な改正・ポイント

▶ 観光地域づくり法人の役割の明確化

- ・観光地域づくり法人が、**地域における多様な関係者の合意形成において、主導的な役割を果たすこと**について改めて徹底
- ・観光資源の磨き上げや受入環境整備等の**着地整備**は、観光地域づくりにおける当面の最重要課題であるため、**最優先に取り組む**
- ・**プロモーション等を戦略的に実施**することについて改めて徹底（日本政府観光局を最大限活用し、効果的・効率的に実施）

▶ 各層の観光地域づくり法人の役割及び役割分担の整理

- ・**地域連携及び地域DMO**は、地域の多様な関係者と連携し**着地整備の徹底**について最優先に取り組む
- ・**広域連携DMO**は、**広域的な連結性を有するコンテンツ開発等の着地整備の各地域への働きかけ**のほか、**広範囲にわたる戦略策定やマーケティング**を実施
- ・各層の観光地域づくり法人は、取組の効果検証を行うとともに、連携・調整を通じ、業務の**定期的な棚卸しを行い**、役割分担の下、**取組の選択と集中**を行う

▶ 登録要件の厳格化

- ・**合意形成の仕組み**（観光地域づくり法人の主導的な役割確保の徹底）
- ・組織体制（「候補DMO」の登録申請前の**法人格取得**を義務付け）
- ・KPIの状況確認、PDCAサイクルの実施（観光庁への報告の徹底）
- ・地域経済・社会の変化の状況を分析した**事業報告書**を作成し、関係者や地域住民に説明・共有
- ・安定的な財源の確保（安定的な運営資金の確保のため、**財務責任者**（CFO）の設置を義務付け）
- ・登録要件を満たさない法人や観光庁による助言を受けても、検討・改善が見られない法人の**登録取消し規定の創設**

▶ 更新登録制の導入

- ・**更新登録制度（更新期間3年）を導入**、新要件を満たさない観光地域づくり法人の**登録取消し規定の創設**
- ・候補法人に登録してから**3年を経過しても本登録していない観光地域づくり法人の登録取消し規定の創設**
- ・**4月に公表・施行**（初回更新登録は本年11月まで）

▶ 国の支援

- ・「登録DMO」及び「候補DMO」に対して、国は様々な支援（情報提供支援、体制強化支援、事業支援）を実施
- ・特に、「登録DMO」のうち、インバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルの高い法人に対して、重点的に支援を実施

※世界水準のDMOの形成に向けて登録基準を厳格化したことから、「日本版DMO」の名称を「登録DMO（観光地域づくり法人）」に変更。